子ども・子育て支援事業計画について

令和５年度 第１回 野々市市
子ども・子育て会議 資料７

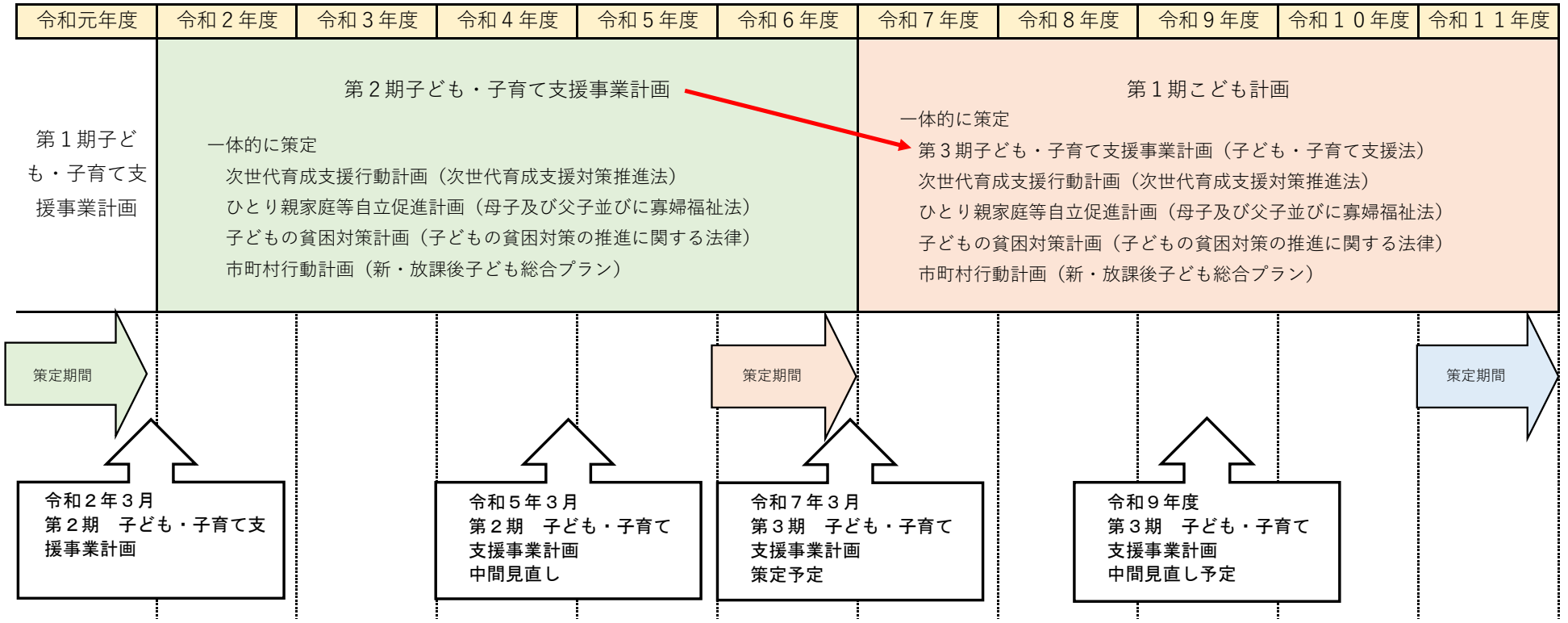

■こども計画について■

こども基本法に規定されている「こども大綱」を勘案して策定する子ども施策についての計画

こども基本法　第九条（こども施策に関する大綱）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

同法　第十条（都道府県こども計画等）

２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

同法　第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。